

農産物の統制撤廃と資金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十二月八日

参議院議長 佐藤 尚武殿

岡村文四郎

農産物の統制撤廃と資金に関する質問主意書

農産物の統制は漸次撤廃せられる趨勢にあるが、既に作付せられ、又は收穫期に入つて統制が撤廃されるため、農民經濟に及ぼす影響は頗る大きい。政府はすべからく作付数ヶ月前に統制の全廢或は一部撤廃等方針を明にし、徒に農民の經濟生活を脅かすことのないよう最大の努力を拂うべきである。

ついでには明春作付される統制作物中昭和二十五年度内において統制の一部撤廃又は全廢されるもの種類及び撤廃時期、一部撤廃のものについてはその供出量等を示されたい。

次に従来供出農産物については、殆ど政府資金により操作されたが、統制の廢止により農産物の集荷資金に円滑を欠く場合は、これ又農民の經濟を危殆に至らしめるものである。よつて統制の一部撤廃及び全廢のものに対する政府の資金計画を示されたい。